

改正

平成18年3月31日訓令第33号

平成18年5月1日訓令第41号

平成22年3月19日訓令第6号

平成23年3月30日訓令第10号

平成28年11月1日訓令第13号

平成30年4月1日訓令第6号

糸魚川市建設工事共同企業体運用基準

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定共同企業体（第3条—第9条）

第3章 経常共同企業体（第10条—第13条）

第4章 雑則（第14条—第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、糸魚川市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年糸魚川市告示第10号。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の活用）

第2条 特定共同企業体の活用に当たっては、その対象工事の種類と目的を勘案し、単体企業及び経常共同企業体による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合とし、経常共同企業体は、中小建設業者が持続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化しようとする場合に活用する。

（共同企業体の種類及び方式）

第3条 特定共同企業体の施工方式は次の各号のいずれかによるものとする。

（1） 共同施工方式（甲型） 構成員が一体となって工事を施工する方式

（2） 分離施工方式（乙型） 構成員がそれぞれ分担定めて工事を施工する方式

第2章 特定共同企業体

(対象工事)

第4条 特定共同企業体として発注する工事（以下「対象工事」という。）は、技術的難度が高く、工事の性格に照らし、共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められ、糸魚川市競争入札選定委員会（糸魚川市競争入札選定委員会規程（平成18年糸魚川市訓令第39号）第1条の定めるところによる。以下「選定委員会」という。）において特に必要と認められる工事とする。

(対象工事の指定及び構成員の選定)

第5条 選定委員会は、対象工事の指定及び特定共同企業体の構成員に適する業者の選定を次に基づいて行うものとする。

- (1) 全ての構成員が規程第6条第1項又は第8条第3項の規定により入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、代表者が対応する工事の等級に格付登録されていること。
- (2) 1企業体の構成員は、2又は3社とする。ただし、多数の職種にわたる等により技術力を結集する必要があるものは、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合に限り5社までとすることができる。
- (3) 全ての構成員が対象工事を構成する1部を含む工事について元請としての施工実績があること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、この限りでない。
- (4) 全ての構成員が対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、この限りでない。

(出資比率)

第6条 特定共同企業体（甲型）の最小出資比率は、当該企業体ごとの構成員による均等割の10分の6以上とする。

(代表者要件)

第7条 特定共同企業体（甲型）の代表者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 代表者は、同一等級の間ではより大きな施工能力を有する者であることとし、等級の異なる者間においては上位等級のものであること。
- (2) 対象工事に対応する法に定めるところによる監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置

することができること。

2 特定共同企業体（乙型）の代表者は、当該企業体の構成員において決定されたものとする。

（自主結成）

第8条 特定共同企業体の結成は、対象工事の入札参加を希望する業者間の自主結成とする。この場合において、既に結成されている特定共同企業体の構成員は、同一の対象工事において他の当該企業体の構成員となることはできない。

（資格審査の省略）

第9条 財政課長は、前4条の規定により当該企業体の入札参加に支障がないとしたときは、選定委員会の委員長にその旨を報告し、資格審査に代えることができる。

第3章 経常共同企業体

（登録業種等）

第10条 経常共同企業体が入札に参加することができる業種（以下「登録業種」という。）は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事及び管工事とする。

2 前項の規定により登録した企業体の構成員は、期間中、登録業種の工事に単体での入札参加はできないものとする。ただし、選定委員会で特に選定した場合は、この限りでない。

（申請の要件）

第11条 経常共同企業体の結成は、中小業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する業者をいう。）による自主結成によるものとし、次の要件を全て具備していなければならないものとする。

- （1） 構成員が規程第6条第1項又は規程第8条第3項の規定により名簿に登載されている者であること。
- （2） 構成員は、2又は3社とする。
- （3） 直近2等級までに格付された構成員のみで構成されること。
- （4） 最小出資比率は、第6条の規定を準用する。
- （5） 当該工事と同種の工事について元請、下請、公共及び民間工事を問わず、完成工事实績を有すること。
- （6） 構成員が登録業種について、他の経常共同企業体の構成員となっていないこと。
- （7） 当該工事の種類に応じ、法の定めるところによる監理技術者又は主任技術者等を工事現場に配置することができること。

（審査及び格付）

第12条 経常共同企業体の審査及び格付は、規程第17条第3項の規定による。

(共同企業体の解散)

第13条 名簿に登載された経常共同企業体は、その参加資格の有効期間（当該期間を経過した日において、請け負った工事で未完成のものがあるときは、当該工事が完成する日までの間）は、構成員の破産、解散等やむを得ない理由がある場合を除き、解散することができないものとする。

第4章 雑則

(共同企業体に対する通知等)

第14条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、全ての共同企業体の代表者を相手方とする。

(共同企業体からの脱退に対する承認)

第15条 市工事を受注した共同企業体の構成員は、市長の承認を受けなければ工事の途中において共同企業体から脱退することができないものとする。

(その他)

第16条 この基準により難しい場合には、選定委員会が決定するものとする。

附 則

この基準は、平成17年3月19日から施行する。

改正文（平成18年3月31日訓令第33号抄）

平成18年4月1日から実施する。

改正文（平成22年3月19日訓令第6号抄）

平成22年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成23年3月30日訓令第10号）

平成23年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成28年11月1日訓令第13号）

令達の日から施行する。

前 文（抄）（平成30年4月1日訓令第6号）

令達の日から施行する。